

堺市上下水道局週休２日制工事実施要領（営繕工事）

（趣旨）

第１条 本要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るための取組みとして、上下水道局発注の建築工事、建築機械設備工事及び建築電気設備工事（以下「営繕工事」という。）における週休２日の確保に取り組む工事（以下「週休２日制工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

（対象工事）

第２条 特記仕様書において、「週休２日制工事」であることを明示した、上下水道局が発注する全ての営繕工事を対象とする。

ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とする。

- （１） 緊急に対応することが必要な工事（災害復旧工事や緊急対応工事等）
- （２） 社会的要請等により早期の工事完成が必要と判断される工事（供用開始時期が決められている工事等）
- （３） 対象期間が 7 日未満の工事については、完全週休 2 日（土日）の実施対象外、対象期間が 30 日未満の工事については、月単位の週休 2 日の対象外とする。

（発注方式）

第３条 対象工事の発注方式は、発注者が週休 2 日に取り組むことを指定する発注者指定方式とし、特記仕様書において「完全週休 2 日（土日）」「月単位の週休 2 日」「通期の週休 2 日」のいずれかに取り組むことを明示する。

（用語の定義）

第４条 本要領における用語の意義は、次の各号の定めるところによる。

- （１） 「現場閉所」

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場や事務所での事務作業を含めて、1 日を通して現場が閉所された状態をいう。

- （２） 「現場休息」

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場や事務所での事務作業を含めて 1 日を通して現場作業のない状態をいう。

- （３） 「週休 2 日」

- ① 「完全週休 2 日」（土日）

対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2 日以上現場閉所（現場休息）を行なったと認められる状態をいう。ただし、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に

代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

②「月単位の週休２日」

対象期間の全ての月において、現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が２８．５％に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

③「通期の週休２日」

対象期間内の現場閉所率が、２８．５％（８日／２８日）以上の水準に達する状態をいう。

(4) 「対象期間」

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。

なお、年末年始休暇６日間、夏季休暇３日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等）は含めず、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日は、現場閉所（現場休息）日数に含める。

(週休２日制工事の取組内容)

第５条 受注者は、契約した工期の中で週休２日制工事を実施するものとし、週休２日の確保を事由にした工期の変更は行わない。

２ 受注者は、「現場閉所(計画・実績)書」(様式１)により、当月の現場閉所(現場休息)計画については前月中に、当月の現場閉所(現場休息)実績については翌月速やかに監督員に提出する。ただし、現場着手月の現場閉所(現場休息)計画は現場着手の前日までに、工事完成月の現場閉所(現場休息)実績は工事完成日に提出するものとする。

３ 受注者は、「現場閉所報告書」(様式２)により、現場閉所(現場休息)の結果について工事完成日に監督員に提出する。

４ 週休２日の履行確認は、月毎に監督員が行うこととする。確認方法は、「完全週休２日（土日）」「月単位の週休２日」「通期の週休２日」の現場閉所(現場休息)の実績について、現場閉所実績書、現場閉所報告書により行う。

５ 受注者は、週休２日制工事に取り組んでいる旨を公衆の見やすい場所にＡ３サイズ以上で掲示する。

６ 受注者は、一つの工事現場において、分離発注工事の後工程の適切な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、工事間の調整を適切に実施しなければならない。

【記載例】

週休２日制工事

この工事は、建設業の労働環境を改善するため、週休２日の確保に取り組んでいます。

(留意事項)

第6条 受発注者は、「月単位の週休2日」または「通期の週休2日」の達成にあたって、1週2
休(原則として土曜・日曜)を確保できるよう努めること。

2 監督員は、現場閉所(現場休息)の前日などに、現場閉所(現場休息)中の作業が発生するような指示
等を行わないよう配慮すること。

3 「完全週休2日(土日)」「月単位の週休2日」「通期の週休2日」が達成できなかった場合でも工
事成績の減点を行わないが、明らかに受注者に発注者の指定する週休2日に取り組む姿勢が見られ
なかった場合については、減点する。

4 工事一時中止を行う場合など、対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、監督
員は受注者と協議する。

(その他)

第7条 受注者が提出する書類に虚偽の記載があった場合、あるいは信義則に反する行為があった場合は、
法的措置及び入札参加停止等、厳正に対応するものとする。

(疑義の処理)

第8条 本要領に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年2月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年3月1日から施行する。
- 3 この要領は、令和7年8月1日から施行する。
- 4 この要領は、令和8年4月1日から施行する。
- 5 この要領は、令和8年10月1日から施行する。